

第9号議案

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年6月14日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「据置期間中に」を「据置期間中は」に改め、「3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条に規定する違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。